別紙1

令和８年度習志野健康福祉センター運営協議会
事前質問に対する回答（項目一覧）

項目番号	資料関連箇所		項目	委員名	担当課
【議題１】令和７年度の事業概要について					
1	習志野保健所（健康福祉センター） 組織・事業概要説明	１５ ページ	配偶者暴力支援事業について	服部委員	地域福祉課
2	習志野保健所（健康福祉センター） 組織・事業概要説明	１５ ページ	配偶者暴力支援事業について①	横山委員	地域福祉課
3	習志野保健所（健康福祉センター） 組織・事業概要説明	１５ ページ	配偶者暴力支援事業について②	横山委員	地域福祉課
【議題２】令和８年度主要事業の実施状況について					
該当なし					
その他御意見等について					
1	その他		習志野健康福祉センターにおける人員体制の確保及び業務効率化について	横山委員	総務課
2	その他		母子寡婦福祉資金の貸付について⑴	宮本委員	地域福祉課
3	その他		母子寡婦福祉資金の貸付について⑵	宮本委員	地域福祉課

令和８年度習志野健康福祉センター運営協議会
事前質問に対する回答

議題１　「令和７年度の事業概要について」

回答担当：地域福祉課

項目 【委員名】	習志野保健所（健康福祉センター）組織・事業概要説明 Ｐ１５（２）配偶者暴力相談支援事業について 【服部委員】
質問等	配偶者暴力相談件数は令和４年度から令和７年度まで大きく変わらないが、相談証明書発行件数が令和５年度から減少している理由についてご教示ください。
回答	相談証明書の発行件数が減少している明確な理由は不明ですが、令和４年１２月２６日に内閣府男女共同参画局において、「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」がＤＶ対策抜本強化局長級会議で決定されたことに伴い、一部手続きが、民間支援団体から発行された確認書を証明書と同様のものとして取扱うことができるようになったため、健康福祉センター以外でも証明書等を取得できるようになったことも一因であると推察しています。 相談者から証明書の発行申請があった場合には、生活再建のために必要な支援を円滑に受けることができるよう、速やかに証明書を発行しています。

令和８年度習志野健康福祉センター運営協議会
事前質問に対する回答

議題１　「令和７年度の事業概要について」

回答担当:地域福祉課

項目 【委員名】	習志野保健所（健康福祉センター）組織・事業概要説明 Ｐ１５（２）配偶者暴力相談支援事業について 【横山委員】
質問等	来所・電話による相談件数は、近年、年間200件で推移しています。相談のうち、年度をまたいで継続しているものはどの程度あるのでしょうか。述べ相談件数と相談者の実数を区別し、その推移を伺います。
回答	相談実数や年度をまたいだ継続件数については、電話相談では匿名での受け付けも行っていることから、同一相談者の特定や継続性の把握は困難となっております。また、来所相談につきましても、個人の特定につながるおそれがあることから、詳細な実数等の公表は差し控えております。 なお、年度ごとの述べ相談件数は、資料でお示ししておりますとおり、令和３年度１８２件、４年度２３０件、５年度１１６件、６年度１９９件、７年度２１８件となっており、ご指摘にあるように２００件前後で推移している状況です。

令和８年度習志野健康福祉センター運営協議会
事前質問に対する回答

議題１　「令和７年度の事業概要について」

回答担当：地域福祉課

項目 【委員名】	習志野保健所（健康福祉センター）組織・事業概要説明 Ｐ１５（２）配偶者暴力相談支援事業について 【横山委員】
質問等	来所相談証明書の発行件数は、令和４年度４３件、令和５年度２６件、令和６年度１７件、令和７年度１６件と減少しています。証明書は、各種手続きに必要な相談者からの申請に応じて発行されるものと認識しています。発行件数が減少している要因を、県はどのように把握しているのでしょうか。証明書を必要とする手続きや申請の状況、発行手続きの変更、他機関による確認への移行の有無も含めて伺います。
回答	相談事実等証明書は、①医療保険の被扶養者からの外れる手続き、②年金事務所等が管理する記録について秘密の保持の配慮に関する申出、③国民年金保険料の免除申請、④遺族年金等の生計同一要件の認定、⑤児童手当の受取人変更手続き、⑥母子父子寡婦福祉の手続き、⑦児童扶養手当の申請、⑧公営住宅への入居、⑨保育所等の利用、⑩その他離婚調停、裁判、失業保険、転校手続き、不動産登記事務等において、手続き機関から発行を求められた際に、相談者からの求めに応じ発行します。 ここ数年で発行手続きの変更はありません。 相談証明書の発行件数が減少している明確な理由は不明ですが、令和４年１２月２６日に内閣府男女共同参画局において、「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」がＤＶ対策抜本強化局長級会議で決定されたことに伴い、一部手続きは、民間支援団体から発行された確認書を証明書と同様のものとして取扱うことができるようになったため、健康福祉センター以外でも証明書等を取得できるようになったことも一因であると推察しています。 相談者から証明書の発行申請があった場合には、生活再建のために必要な支援を円滑に受けることができるよう、速やかに証明書を発行しています。

令和８年度習志野健康福祉センター運営協議会
事前質問に対する回答

議題３　その他

回答担当:総務課

項目 【委員名】	習志野健康福祉センターにおける人員体制の確保及び業務効率化について 【横山委員】
質問等	管内人口は増加傾向にあるなかで、保健・医療・福祉ニーズの多様化に加え、感染症対策、生活衛生、福祉施設の指導監査など、習志野健康福祉センターの業務は幅広く、各課の負担も増しているのではないかと心配しています。 現在の９課体制について、業務量と職員の負担をどのように把握し、人員配置をどう評価しているのか伺います。 業務量や相談・申請・検査・監視・指導監査の件数、実働職員数、欠員、時間外勤務などは、近年どのように推移しているのでしょうか。業務量に対して人員が不足している場合には、必要な人員を確保し、体制を強化すべきと考えますが、見解と今後の対応を伺います。 併せて、記録・集計・文書作成・情報共有などにITやAIを活用して事務負担を軽減し、効率化によって生まれた時間を住民相談や現場対応の充実に生かすことも重要です。導入可能な業務の洗い出しやシステム整備、職員研修について、見解や取組方針
回答	ご指摘のとおり習志野健康福祉センターは都市部に位置することから、管内人口の増加に加え、都心との交流人口が多く、業務が多岐にわたるという特徴がございます。 多様化するニーズについて広範な対応が求められる状況にはございますが、現在の９課体制、及び人員配置について、業務に特段の支障は生じていないものと認識しております。 今後、更なる業務の増加など新たな要因が生じた場合につきましては、人事当局に対し、速やかに人員増を要望するなど着実に対応してまいりたいと考えております。 業務量については、相談・申請などの業務を含め、コロナ終息以降急激な変化はなく、横ばいの状況です。実動職員数、欠員は、臨員などの手配により必要数を確保しています。時間外はこの３年間では減少傾向にあります。 ただ、今年のように、災害など想定を上回る被害がでるなど、突発的な業務が繰り返されるなどにより、職員の負担感は増しております。 県庁全体でも職員が不足している中、保健所に特化して必要な割り当てをすることは困難と理解していますが、必要な業務については、人事当局に必要性を説明し、人員の配置を求めてまいりたいと考えています。 労働生産人口が減少してく中、公務員の確保は一層困難になってくると考えられます。こうした一方、行政に対する需要は、これまでより複雑・多様化してくることが予想されます。これからは、事務の処理にIT、AIといったものを活用していくことは不可欠なことと認識しています。 県庁でもDX化の推進ということで、様々な研修や利活用の横展開を進めています。 保健所でもこうしたものを活用しながら、実情を踏まえ、可能なものから導入を進めていきたいと考えています。

令和８年度習志野健康福祉センター運営協議会
事前質問に対する回答

議題３　その他

回答担当：地域福祉課

項目 【委員名】	母子寡婦福祉資金の貸付について(1) 【宮本委員】
質問等	本市では、事前相談の段階で貸付けが困難と判断されるケースがほとんどです。 令和８年度は１件（5,088千円）、令和７年度は２件（修学2,160千円、就学支援555千円)の実績があるとのことでしたが、今後の支援のため、貸付けに至ったケースを可能な範囲で具体的にお教えください。
回答	当センターでは、法律に照らし合わせ、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進するため資金の貸付を行っております。 貸付に至ったケースを具体的に申し上げることは、個人の特定につながる恐れがあることから差し控えさせていただきますが、まず、同様の貸付等を受けていないか、他の借金等はないか、ある場合は滞納があるかないか、償還可能な計画を有しているか、支払の時期が間に合うか、などを伺い、その貸付が経済的自立の助成、生活意欲の助長、児童の福祉の増進につながっているかを総合的に判断して貸付を決定しています。 また、各市にて相談・申請受付を行っていただいていますが、対象者への生活状況や貸付の目的等の聞き取りが非常に重要となります。 随時、御相談を伺っておりますのでご連絡いただきたいと考えております。

令和８年度習志野健康福祉センター運営協議会
事前質問に対する回答

議題３　その他

回答担当：地域福祉課

項目 【委員名】	母子寡婦福祉資金の貸付について⑵ 【宮本委員】
質問等	転宅費用の貸付けについてご相談をいただいています。令和５年度以降実績はないようですが、どのようなケースであれば貸付けに至るでしょうか。 （転宅費用を賄えるだけの資金がないこと、契約内容と同等の見積りが必要であること等がネックになっており、厳しい条件であるとのご意見をいただいています。）
回答	新規の貸付は、認定された翌月１５日に貸付金が給付されます。 転宅資金は、本人が希望する転居時期や契約時期、支払時期と、貸付される資金の時期のタイムラグによって貸付に至らない場合が多いように見受けられます。 ケースによって事情が異なり、総合的な判断となるため一律にお答えすることは難しいですが、該当する事案がありましたら、随時ご相談いただきたいと考えております。